

第5章 基本理念と方向性

5 - 1 基本理念

ユニバーサルデザインの観点から、高齢者・身体障害者だけではなく、すべての人にとって安心、安全、便利なまちを創り上げるため、「すべての人にやさしいまちづくり」を、本構想を策定する上での基本理念とします。

5 - 2 基本的な方向性

上述の基本理念に基づき、以下に示す方向性を踏まえながら、総合的、重点的かつ一体的にバリアフリー化されたまちづくりの実現に向けて、継続的な取り組みを行ってまいります。

(1) 誰もが安心・安全に移動できるまちづくりを推進する

高齢者や身体障害者だけでなく、誰もが快適な日常生活を送ることができるように、公共交通機関の充実や都市基盤の整備を進めていきます。

歩道については、歩車道の分離や視覚障害者用誘導ブロックの整備、段差の解消などに引き続き取り組み、危険箇所の補修については迅速に対応するよう努めます。

道路の新設にあたっては、移動円滑化基準に適合させるよう努めていきます。

公共施設の改修・改築や新設にあたっては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」および「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化に努めていきます。

また、不特定多数の人が利用する民間施設についても、バリアフリー化された建築物が実現されるよう、積極的な指導に取り組んでいきます。

(2) ハード面のみでなくソフト面からもバリアフリーを推進する

ハード（施設などの構築・構造物）を整備することにより物理的な障害を取り除くだけでなく、市民一人一人が心のバリアを取り除き、お互いを認め合い大切にする「心のバリアフリー」を進めることが重要であることに鑑み、これを促すための意識啓発活動を行ってまいります。また、当面の課題に対応するため、現行のソフトサービスについて引き続き実施し、新たな支援制度の充実についての検討を行ってまいります。

交通安全教育などを通して、市民に対して交通バリアフリーに関する意識の啓発を行っていきます。

現行の移送サービスなど、移動困難者に対するサービスの充実について、民間事業者等の活用も含めて検討していきます。

迷惑駐車・放置自転車追放キャンペーンの実施などを通じてマナーの向上を促進し、「やさしいまちづくり」の実現に向けての市民の理解を深めていきます。

小学校の総合学習等における、バリアフリーに関する学習も積極的に推進していきます。

ホームページを活用し、交通バリアフリーに関する情報を発信していきます。

(3) 市民参画のバリアフリーの推進

市民と行政が双方向で意見を交換する機会を適宜確保し、協働・連携によるバリアフリーのまちづくりを進めていきます。

迷惑駐車・放置自転車追放キャンペーンへの市民参画や、交通安全総点検の開催などの市民との意見の交換ができるイベントなどを積極的に展開していきます。

(4) 継続的改善の実施

庁内関係各課や事業者と緊密に連携を取りつつ、本構想における具体的施策の進捗状況を適宜チェックしていきます。また、既存施策の見直しや新たな施策について鋭意検討を進めるなどにより、継続的改善を図っていきます。

本構想における各特定事業の進捗状況の調査を適宜行っていきます。なお、事業進捗状況については、ホームページや広報紙等で広く開示していきます。

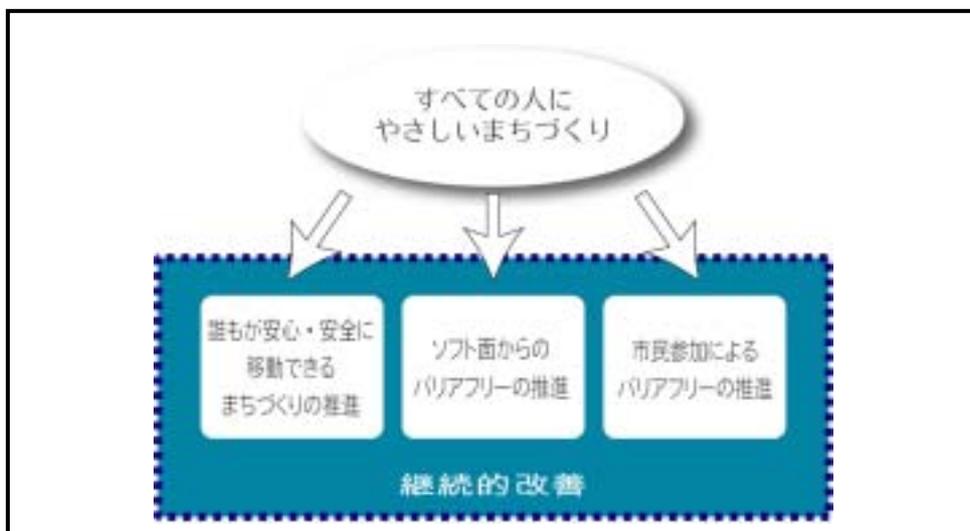


図5 - 1 基本理念と方向性